

# 65歳以上の方の 介護保険料が変わります

昨今の急激な高齢化の進行に伴う介護給付費の増加等の要因により、65歳以上の方の平成30年度から平成32(2020)年度までの介護保険料が引き上げられます。

なお、平成30年度の納入通知書は、7月上旬に送付します。  
問合せ 介護福祉課保険料・給付係(内線3265) / 各総合支所各高齢者・介護保険係(菖蒲・内線107 / 栗橋・内線233 / 鷺宮・内線162)

表1 平成30~32(2020)年度の介護保険料

| 段階 | 対象となる方  | 割合       | 年額<br>(カッコ内は平成27~29年度の額) |
|----|---|----------|--------------------------|
| 1  | ・生活保護受給者<br>・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方<br>・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.45 | 25,900円(25,200円)         |
| 2  | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方                                    | 基準額×0.65 | 37,400円(36,400円)         |
| 3  | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方  | 基準額×0.70 | 40,300円(39,200円)         |
| 4  | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方                          | 基準額×0.83 | 47,800円(46,500円)         |
| 5  | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方                         | 基準額×1.00 | 57,600円(56,000円)         |
| 6  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方   | 基準額×1.10 | 63,300円(61,600円)         |
| 7  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方  | 基準額×1.25 | 72,000円(70,000円)         |
| 8  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方  | 基準額×1.50 | 86,400円(84,100円)         |
| 9  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方  | 基準額×1.78 | 102,500円(99,800円)        |
| 10 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方   | 基準額×1.85 | 106,600円(103,700円)       |

※年額は、基準額月額に段階ごとの割合と12カ月を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた額です。  
※第1段階の割合および年額は、公費を投入し軽減した後のものです。

## 介護保険料のしくみ

介護保険料は、40歳以上の皆さんにご負担いただき、国・県・市の公費とともに、介護を必要とする方へ提供される介護サービスの費用の一部として活用されています。

65歳になると、40歳から64歳までの方とは納付方法が異なり、加入している健康保険料と合わせて納める方法から、市に直接納入いただく方法に変更となります。また、納入通知書は1人ずつ個別に送付されます。

保険料の基準となる月額は、高齢者人口や介護サービスの必要量等を参考に3年ごとに市が決定しています。また、保険料段階を設定し、個々の収入や所得に応じたご負担をお願いしています。

## 平成30年度からの保険料

平成30年度は介護保険料の見直しの年であり、その基準額月額は4802円と決定されました。平成27~29年度より129円の引き上げとなります。

保険料段階については、平成27~29年度と変更はありません。保険料段階ごとの年額は表1のとおりです。

## 保険料が増額となる理由

①介護給付費等に対する負担割合の引き上げ

介護保険法の改正により、介護給付費等に対する65歳以上の方の保険料の負担割合が、22%から23%に引き上げられました。

## ②介護給付費の増加【図1】

高齢化の急激な進行と、これに伴う要介護認定者や介護サービス利用者の増加に加え、介護報酬の増額改定(平均で0.54%のプラス改定)等の介護給付費の増加の要因が重なり、給付費の伸びが見込まれることから、それに合

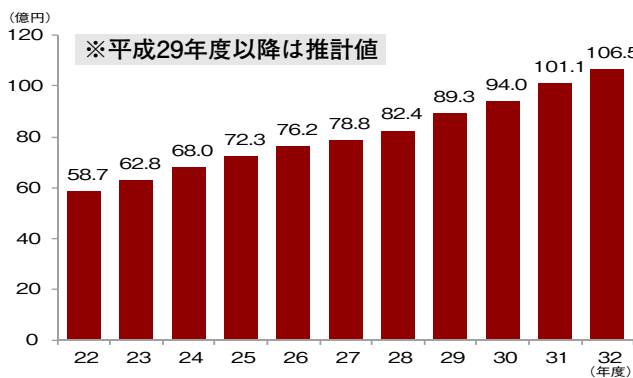


図1 久喜市の介護保険給付費の推移

わせて保険料の収入を多く見込む必要があります。

介護保険料の決定にあたっては、今までの余剰金を積み立てた基金を取り崩したり、公費を投入して第1段階の方の保険料の軽減を実施するなどして、できるだけ基準額を低く抑えられるよう努めました。皆さんに安心して介護サービスを利用いただけるよう必要な財源を確保するため、65歳以上の皆さんにご負担いただく介護保険料を増額させていただきます。

介護保険事業の健全な運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

特に所得が高い方の介護サービス利用時の自己負担割合が3割になります

介護サービスを利用したときは、利用する方の所得に応じて1割または2割のサービス利用料をご負担いただいています。8月からは、自己負担割合が2割の方のうち特に所得が高い方は、自己負担割合が3割となります。

介護サービスを利用している方には、自己負担割合が記載された「負担割合証」を7月中旬にお送りします。